

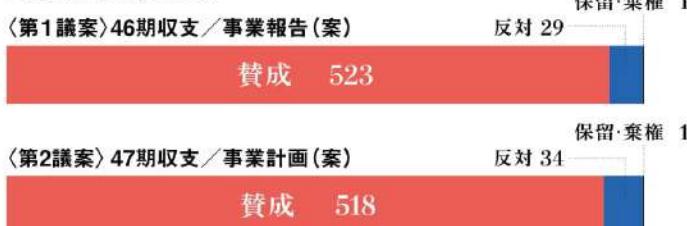
## 書面総会成立の報告

正会員数	1,339名
書面提出数	553名
提出率	41%

※管理規約第18条（総会定足数）1/5以上の提出により成立しました。

※管理規約第21条3項（議決方法）書面による総会は成立しております。

## 書面総会議決結果



※すべての議案は、書面提出者の過半数以上、多数の賛成により議決しましたことをご報告いたします。ご理解、ご協力ありがとうございました。

東昭自治会 会長 細田 宏

会員におかれましては、日頃からの分譲地の環境維持にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。また10年に一度といわれる未会員の災禍のなか、ご苦労はいかほどかと拝察致します。新型株による急激な感染拡大が進み、先行きが不透明な状況になっています。今後も油断することなく三密回避やマスク・手洗い等の基本的な感染対策の継続が必要であり、事務所やパトロールにおいても継続していく所存です。

自治会だより「特別号」の発行は毎年の年頭号（年末号）として発行しておりましたが、裁判決定に合わせてこの時期の発行となりました。後述の「裁判報告」において、自治会設立の目的とその後の動きについて共有し、今後の活動について共有し、今後の自治会の進むべき方向を考えまいりたいと思います。

昨年9月に開催予定であった会員総会は、新型コロナ感染症が全国的な爆発的感染へと波及し、残念ながら開催を断念し、書面による議案の議決とさせていただきました。

自治会は現在、裁判や将来の事業活動に反映できるよう努めています。自治会は現在、裁判や将来の事業活動に反映できるよう努めています。自然豊かな那須で心のリフレッシュをしませんか。今年も会員の皆様にご多幸ある年でありますように祈念し

## いたきましたご意見を今後の事業に活かしてまいります

会長 細田 宏  
(袖明平)

(袖明平)

# 会員から寄せられた 多数の賛成書面により、 47期総会議案は議決されました

議案の賛否とともに、将来に向けた検討としての法人化、および会費の見直しについて会員の皆さんにはアンケートの記入をお願いしました。あらためてご理解を深めていただるために、寄せられたご意見と理事会の見解を提示します。



## 特別号

令和4年  
3月1日発行

## 《発行所》

東昭自治会事務局  
栃木県那須塩原市  
西岩崎232-438

TEL: 0287-74-6287  
FAX: 0287-74-6288  
E-mail: tosyo-nasu@iaa.itkeeper.ne.jp  
HP: tosho-nasu.com

《題字》  
日本文化書道会  
柘泉 余吾鉢治

東昭自治会のホームページです。

ホームページを開設しました。ご活用ください  
[toshon-nasu.com](http://toshon-nasu.com)

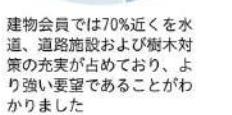
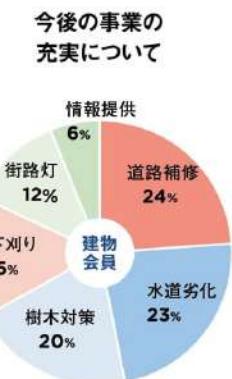
ホームページでは自治会の管理規約、新旧の『自治会だより』、管轄する分譲地の紹介、そして入会届などの各申請様式集等をパソコンやスマートフォンで確認することができます。また、理事会における議事録やQ & A等も今後用意する予定です。さらに土地の保有を統括される会員の方々の手助けにもなるように、一般の方々への情報提供も併せて土地の譲渡および土地や建物の売買情報を設けることも考えています。情報は順次更新していきますので期待ください。

東昭自治会

検索

# 将来に向けた事業、組織づくり、会費のあり方を詳しくご説明します

## 将来に向けた検討【事業編】事業の今後に望むことをお尋ねしました



設問2でいたいた、会員さんは「今後充実させていくべき事業」をどう考えられているのかを図表しています。また、建物会員および土地会員の方々ごとも表してみました。

「事業の充実」へのご意見に  
お答えいたします  
ご意見  
道路の補修を重点に実施してもらいたい

見解・道路補修は、現状修復を基本に年度事業計画を策定するとともに、自然災害等の修復を予測し、緊急時の費用も確保しながら実施してまいります。大規模な改善工事のご要望は、予算の優先順位により応じられないこともあります。その際はご容赦ください。

「樹木から枝で困る等の問題かから伐採等の依頼をしております。所有者が不明の場合は依頼者と自治会との相談による対応となります。まずは自治会事務局までご一報ください（管理細則第7条倒木処理）。

「街路灯からの枝で困る等の問題かから伐採等の依頼をしております。所有者が不明の場合は依頼者と自治会との相談による対応となります。まずは自治会事務局までご一報ください（管理細則第6条ごみ処理）。また、法人化後は追加オプションによる有料化も考えてまいります。

「オートキャンプ場の設置等、付加価値を上げてほしい」  
見解・各分譲地ごとに「ふさわしい対応」を考えていま

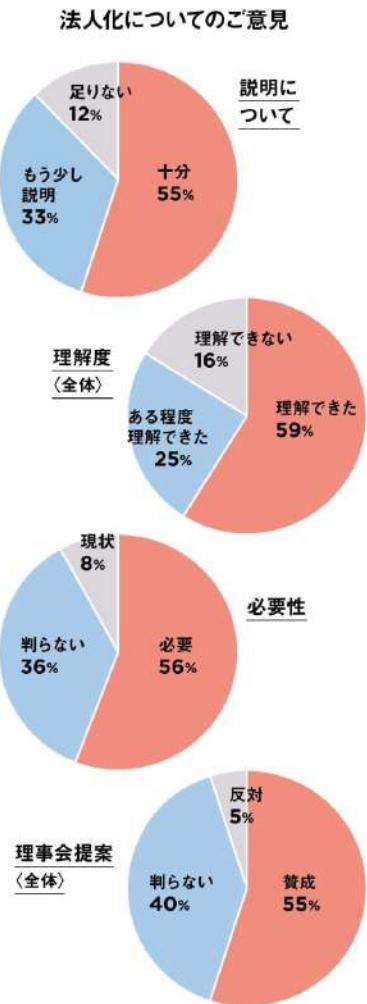
理事会執行部は昨年10月2日に第2回臨時理事会を開催し、書面総会の決議を行い、会員からのご意見（467枚のアンケートをいただきました）についてどのような対応を行うべきか議論いたしました。項目別に、主なご意見と今後自治会として取り組むべき内容を紹介いたします。

## 将来に向けた検討【組織編】法人の設立は健全な維持管理のためです

アンケートにより、法人化の説明および理解度は共に半数以上の方が十分であると回答しています。また、過半数を超える方々に必要性が認められ、理事会提案へ賛成も半数以上、反対は5%になりました。

法人化へのご意見

法人化は必要であり、早く進めてほしい  
見解・会員の財産である水道施設等の共益施設、その所有権移転登記の受皿や将来的な事業展開には法人化は必要不可欠なことです。とはいっても、現状の自治会組織を変更するためには総会での議決が必要であり、最もでも来年度の総会で詳細を反映される組織づくりへ



「樹木から枝で困る等の問題かから伐採等の依頼をしております。所有者が不明の場合は依頼者と自治会との相談による対応となります。まずは自治会事務局までご一報ください（管理細則第7条倒木処理）。

「街路灯からの枝で困る等の問題かから伐採等の依頼をしております。所有者が不明の場合は依頼者と自治会との相談による対応となります。まずは自治会事務局までご一報ください（管理細則第6条ごみ処理）。また、法人化後は追加オプションによる有料化も考えてまいります。

「オートキャンプ場の設置等、付加価値を上げてほしい」  
見解・各分譲地ごとに「ふさわしい対応」を考えていま

## 会費見直しについてのご意見

## 問1: 将来に向けた備えの必要性



## 問3: 将来や事業充実のための会費値上げ



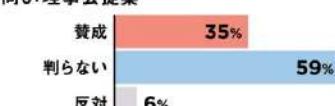
## 問4: 建物の会費統一



## 問5: 建物の会費妥当額



## 問6: 理事会提案



ご意見

別荘会員の声は会費の統一を望む声が大きく、その額は10万円が最も多く占めています。また、定住会員の声は、会費額を現状維持の8万円に望む声が多数でした。一方どちらの意見でないとの回答も過半数を占めています。

水道料金と管理費の使途がわからぬ

見解：会費は道路、街路灯等の共益施設の維持管理費用としても活用しております。

## 会費の“入金方法”が変わります

金融機関の入金払込取扱が今年から大きく変更となります。ゆうちょ銀行では1月17日より振込手数料が各種改定され現在自治会で負担している手数料負担額が増加してまいります。また、足利銀行でも同様の変更があり、現状の振込票の取扱いも終了するようです。これら金融機関の取扱い変更に伴い、来年度の会費入金方法も変更せざるを得ません。今後の振込方法をどうするのか、早急に検討し、来期の会費請求時に混乱を防ぐための詳細を同封しますので、ご確認のうえでの入金をお願いします。

会員の方々の主なご意見は次のとおりでした。  
将来に向けた備えは大多数の方が、また、会費の値上げは約半数の方が「ある程度必要である」と回答しています。建物会費の統一是約半数の方が判らないと答え、会費妥当額は10万円以上と8万円が半々でした。

そこで、理事会提案に反対意見は少数でしたが、判らぬ回答も過半数を占めています。

別荘会員の声は会費の統一を望む声が大きく、その額は10万円が最も多く占めています。また、定住会員の声は、会費額を現状維持の8万円に望む声が多数でした。一方どちらの意見でないとの回答も過半数を占めています。

別荘会員の声は会費の統一を望む声が大きく、その額は10万円が最も多く占めています。また、定住会員の声は、会費額を現状維持の8万円に望む声が多数でした。一方どちらの意見でないとの回答も過半数を占めています。

別荘会員の声は会費の統一を望む声が大きく、その額は10万円が最も多く占めています。また、定住会員の声は、会費額を現状維持の8万円に望む声が多数でした。一方どちらの意見でないとの回答も過半数を占めています。

## 将来に向けた検討

## 【会費編】会費を見直すことで事業計画の破綻を防ぎます

を検討した結果、会員総会議決を基に、その計画を忠実に実行する機関として法人組織を自治会内部に置くことになりました。

自治会内に法人を作れば昭友管財と同じ問題が起るのではないか

見解：現状の理事会体制では年齢や人的な不安定要素があり、将来に向けての体制としては安心安定的ではありません。

見解：現状の理事会体制ではありません。やはり、分譲地の維持管理を継続して考へ、実行する組織は必要不可欠です。

ただし、現状のように発足後に長い年月を経過する組織を無視し、系譜と設立の目的を無視し、糸譜の切れた風船のように利己化されてしまうことがあります。

見解：現状の理事会体制では年齢や人的な不安定要素があり、将来に向けての体制としては安心安定的ではありません。

見解：現状の理事会体制では年齢や人的な不安定要素があり、将来に向けての体制としては安心安定的ではありません。

この考え方には法人組織の定款にも盛り込みます。

## 社との大きな違いは、利益を追求せず、私たち会員の共有財産である共益施設を自らが守ることになります。

老朽化し、今後の維持管理が難しくなってきた現在、まずは水道施設を最優先とされています。

補修および樹木対策については前ページの事業編の見解をご覧ください。

この方には賃理規約未払い会費を入金してください。

第12条（準会員）に基づき会員権利の一部制限を行つております。また分割での支払いも提案しております。

この方には第13条（会員資格の喪失）となります。

現時点では個人情報として名前の公表は考えておりませんが、今後未払い会費は法令に基づき裁判所による支払い命令等の対応も視野に検討してまいります。

この方には第13条（会員資格の喪失）となります。

# 【裁判報告】水道施設の占有権および管理権の保全が裁判所により認められました

東昭自治会は（以後、自治会）、東昭観光開発（株）の破綻により生じた混乱から「お互いに助け合って、自分の財産を自分で守ろう」という互助機関として1975年に発足しました。私たちの財産である水道・道路施設は会費により維持管理されています。水道施設やその用地について、当時法人化されていない自治会に代わり、1986年に昭友管財（有）（以後、昭友）を設立し、道路用地の所有権などとともに水道施設用地の所有権を昭友に形式上帰属させたわけです。

その昭友が設立の目的を忘れ、「水道施設や道路は私のもの」、昭友の下部組織である自治会は「出し無用」（会費は自治会に渡さない）と誇りだしたのが混同です。

## 主文にみる4つのポイント

- 1 債務者（昭友管財）は、水道施設に立入または第三者をして立ち入らせてはならない。
- 2 債務者は、水道施設の鍵を開け又は第三者をして開けさせてはならない。
- 3 債務者は、水道施設に存在する給水弁を全部又は部分的に閉栓するなど水道施設の機器を操作してはならず、第三者をして操作させてはならない。
- 4 申立費用は債務者負担とする。

乱の始まりです。そして一昨年9月、水道事業者でもない昭友が、自治会に代わって水道施設の管理も含めて分譲地管理を行うとの法律に違反した書面が会員に送付され、更なる混乱を招く結果となりました。ここに至り、私たち理事会は会員の財産である共益施設を守るためにの裁判を起こしました。

## 水道施設の管理者は会員の皆さんからなる 東昭自治会のみです

まず、今までに決定した二つの裁判について簡単にご説明しておきます。一つ目は、青木倉庫の妨害排除仮処分申立（2018年5月）です。倉庫の「占有権」を認めてもらつただけではなく、自治会そのもの

を否定する昭友に対し、自治会や会長の当事者能力が法的に認められた裁判となりました。二つ目は不動産仮処分命令申立です（20年12月）。共益施設（水道施設、道路）の譲渡や貸与を行わせず、現状を保全することの主張が認められました。これにより、昭友は勝手に不動産を処分することができなくなりました。

そして、三つ目は今回の水道施設立禁止等仮処分申立（20年12月）です。自治会は、一昨年9月に水道事業を始めようとする昭友ならばに千代田興業に対して「水道施設に立ち入り、または第三者をして立ち入らせてはならない」等の主張を行いました。昭友は、自らが作成したと思われる水道施設貸与契約や別荘管理業務委託契約を基に「水道施設は昭友のもの」と主張しており、この契約を解除した今、自治会の使用は認められないとの主張を繰返しておりました。

会員からなる自治会は、水道施設に毎年資金を投じて維持管理を行っております。昭友は一切の費用を出さず、公租公課の類ですら自治会に負担させていません。これは、昭友が自治会の財産保全のために存在する「制約された法人」であることに他のなりません。



新おおとり苑の配水ポンプ交換。水道施設の維持管理は会費からの資金を投じて行っています

つて石黒克彦氏が就任したとの書面が届きました。石黒氏とは以前、「自治会を正す会」として自治会を説教する根拠なき書面を多くの会員に送付した人物です。その昭友が、仮処分手続において自治会に対して不当な金銭の要求をしてきました。水道施設の利用料として年額2,400万円の請求が主な内容で別途損害賠償も要求しています。さらに、今後は道路利用料も請求する予定であると記載され、現在の水道施設の届出も昭友名に変更して返還せよとの主張です。これが彼の率いた自治会を正す会の主目的だったのでありますか。この会に参加された会員には冷感に現実を見直していただけだと思います。

さらには、会員の混亂を招く書面も継続して発送されております。その中には裁判の途中経過や自治会と昭友との関係も記載されておりますが、自分が継承した昭友の利益を一方的に論じているに過ぎません。自身の都合の良い情報を記載して会員の混亂を招くこれらの暴挙は決して許されるものではなく、今後も自治会の正當性を法律的に正していくことを願っています。

今後とも会員の財産である共益施設の安心・安全なる運営に活動を進めていく必要がありま

## 【主文の理由】

●債務者（東昭自治会）は水道施設を供用して分譲地における専用水道を設置し管理している事実が認められる。また、旧所有者から水道施設の譲渡を受けた者は債務者であり、本件水道施設の所有権は債務者、すなはち分譲地所有者らに総務的に帰属するものと認められる。●債務者と債務者（昭友管財）との間で譲印されてきた水道施設の無償貸与契約書は、債務者が登記等の形式において本件水道施設の敷地にかかる不動産の所有者となることから、その形式に合わせて債務者が水道施設の貸与を受けるという旨の書面を作成したものと解することができ、本件水道施設の所有権が債務者に帰属すると上の認定を妨げるものではない。

号として設置されたものであ



昭友が勝手に鍵を変えた青木倉庫。妨害排除仮処分申立の結果、必要な機材は確保しました

主文の理由として、裁判所は、自治会が水道施設を管理しているためにそれを保全する必要があることと、権利能力の無い自治会にかわり不動産登記を行つた昭友は不動産の所有者ではなく、不動産の権利は自治会に帰属するものとして保全すると判断しています。また、昭友が主張している自治会との無償貸与契約解除は、水道施設の所有権が自治会に帰属するものとの今回の認定を妨げるものではない、と判断されました。

なお、一昨年秋に、昭友と連絡の通知により、昭友から水道施設の管理を請け負うとして会費の支払先として会員に通知された千代田興業は、仮処分手続の最も中である2021年4月12日、昭友が一切の契約を解約してその関係を終了させています。

昭友／石黒氏が求めた不当な金額の要求

最後になりますが、昭友の代表は天野ミネ氏が退任し、代わ